

【答申の概要】（諮問第228号）大学等研究機関派遣研修に要する費用が分かる文書についての部分開示決定に対する審査請求

件名	大学等研究機関派遣研修に要する費用が分かる文書についての部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	大学等研究機関派遣研修に係る研修経費のうち、静岡県教育委員会の負担額（実績及び予算）が分かる文書
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	令和3年3月22日
主な論点	公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成しておらず、保有していないとの非開示決定を行ったことの妥当性

審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件開示請求は、2019年度及び2020年度における大学等研究機関派遣研修（以下「本件派遣研修」という。）に係る対象者の推薦依頼文書及び研修経費のうち、実施機関の負担額（実績及び予算）が分かる文書の開示を求めたものである。
- (2) これに対し、実施機関は、学校長への推薦要望調書及び派遣修了者に係る交通費の実績額が分かる文書として、旅費の支出に係る会計書類を特定した上で、一部を開示しない決定を行い、その他の文書は存在しないとの本件決定を行ったところ、審査請求人は、研修に係る費用はすべて公費で負担されており、本件開示請求に係る文書は存在するはずであると主張する。
- (3) 当審査会で実施機関から提示を受け、本件派遣研修に関する要綱及び規程を確認したところ、実施機関の主張するとおり、派遣期間中は通常の給与のほか、通勤費等の交通費、研修で使用する教材費を公費負担することとされていたが、受講料等、研修に要するその他の費用について公費負担する根拠は認められなかった。

なお、要綱上、研修に係る旅費は公費で支給すると規定されており、本件開示請求に対しても研修に係る交通費の実績額が分かる文書として旅費の支出に係る会計書類が特定されている。当審査会事務局職員をして実施機関に交通費の予算額が分かる文書の存否を確認したところ、高等学校における教職員全体の旅費の年間予算額を示す文書は存在するが、本件派遣研修に限らず、研修ごとの交通費の予算額が分かる文書は存在しないとしている。

当審査会で提示を受け、実施機関の保有する旅費に係る予算資料を確認したところ、審査請求人が求めている本件派遣研修に係る交通費の予算額が確認できる文書とは認められなかった。

- (4) したがって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

別記1 開示請求の内容

大学等研究機関派遣研修において、対象者の推薦を高校に求めた際の文書及び研修に要する費用が分かる文書

別記2 (略)